

広島県告示第六百四十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年六月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

尾道市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年七月一七日	午前一〇時三〇分～午後四時	尾道市向島公民館
平成一九年七月一八日	午前九時～午後四時	
平成一九年七月一九日	午前九時～午後四時	

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年七月一七日～ 平成一九年九月一七日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定期間検査機関

社団法人 広島県計量協会